

	<p>2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。</p>			
	<p>3 消費者行政及び物価に関すること。</p>		<p>1 消費者行政の連絡調整に関すること。</p>	<p>1 消費者啓発に関すること。</p>
	<p>4 消費生活協同組合に関すること。</p>	<p>1 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第58条の規定により組合の設立を認可すること。 2 同法第62条第2項の規定により組合の解散を認可すること。 3 同法第65条の規定により組合の合併を認可すること。 4 同法第95条第3項の規定により解散命令をすること。 5 同法第96条の規定により議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p>	<p>1 同法第12条第3項の規定により許可すること。 2 同法第43条第3項及び第4項の規定により認可すること。 3 同法第93条及び第93条の2の規定による報告の徴収に関すること。 4 同法第94条の規定による業務又は会計の検査に関すること。 5 同法第95条第1項及び第2項の規定により命令すること。 6 同法第95条の2の規定により認可を取り消すこと。 7 同法第95条の3第2項の規定により許可すること。</p>	<p>1 同法第33条第3号に規定する報告に関すること。 2 同法第64条第2項に規定する届出に関すること。</p>
	<p>5 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の施行に関すること。</p>		<p>1 同法第4条第1項の規定により表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示すること。</p>	<p>1 同法第10条第1項の規定による申出を受理すること。 2 同法第10条第2項の規定により調査を実施すること。 3 同法第19条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p>